

精神障がい者地域生活支援事業（遠紋圏域）委託業務プロポーザル企画提案説明書

I 事業名

精神障がい者地域生活支援事業（遠紋圏域）委託業務

II 目的

精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設・相談支援事業者・市町村等地域の関係者と連携するとともに、道民、支援者及び福祉関係者等を対象とした研修等を実施することで、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を推進する。

III 事業の内容

別添、精神障がい者地域生活支援事業実施要綱のとおり

IV 委託契約の方法等

- 1 契約方法
随意契約
- 2 契約の相手方の選定
当該委託業務の遂行方法について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。
- 3 契約の根拠
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。
- 4 契約期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約書及び業務処理要領
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。
- 6 契約保証金
徴するものとするが、契約の相手方が、北海道財務規則第171条に該当する場合にあっては、免除する。

V 予算額上限

5,041千円（予定）

VI プロポーザル選定基準等

- 1 プロポーザル提出事業者の要件
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第36条及び同法第51条の19の指定を受けている、又は契約年の4月1日に指定が確実である指定一般相談支援事業者を運営する法人であること。
 - (2) 上記（1）の事業者は、オホーツク総合振興局管内に所在し、精神障がい者を事業対象としているものであること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
 - (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
 - (8) 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）
 - イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - (9) 道内に拠点を有する法人であること。
 - (10) 社会保険等加盟している手続きをしていること。

- 2 プロポーザル選定業者の基準
 - (1) 精神障がい者に対する支援実績等について
 - ①事業実績
 - ②地域移行に対する考え方
 - (2) センターの支援体制について
 - ①職員体制
 - ②ピアサポーターの養成、育成
 - (3) 今後の事業展開について
 - ①地域生活移行支援協議会の設置・運営
 - ②ピアサポーターの育成、活用
 - ③精神科病院への支援や関係機関との連携
 - ④普及啓発活動
 - (4) 業務処理体制等について
 - ①地域移行・地域定着の支援体制
 - ②業務処理計画
 - (5) 所要経費の積算について

Ⅶ 手続等

- 1 企画提案書の提出
 - (1) 提出部数 10部
※事業者名を記入したもの～1部、事業者名を記入していないもの～9部
 - (2) 提出場所 紋別市南が丘町1丁目6番地
北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課保健係
 - (3) 提出期限 令和4年 3月 3日(木) 午後5時まで
 - (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による
- 2 企画提案書の内容
企画提案書は、別紙様式の記載内容に基づき作成すること。様式はA4縦判とする。
- 3 プロポーザルに関するヒアリング
企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。
なお、ヒアリングには、当該委託事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

Ⅷ その他

- 1 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。
 - (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- 2 プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。
- 3 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。
- 4 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 企画提案の採否については、文書で通知する。
- 6 提出された企画提案書は返却しない。

Ⅸ プロポーザルに関する照会窓口

- 1 担当窓口
北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課保健係
住所： 紋別市南が丘町1丁目6番地
電話： 0158-23-3108
FAX： 0158-23-1009
- 2 問い合わせ期限
令和4年 2月 24日(木) 午後5時まで